令和７年

第４回　農業委員会議事録

訓 子 府 町 農 業 委 員 会

第４回　農業委員会議事録

訓子府町告示の日　　令和７年４月１５日(月)
訓子府町招集通知の日　　令和７年４月１５日(月)
開催場所　　訓子府町役場２階　議会委員会室
開催月日　　令和７年４月２１日(月)
開催時刻　　開刻　　午後５時００分
　　閉刻　　午後５時４５分
農業委員定数　　１４名

出席委員
１．細　川　孝　雄　　２．久　積　隆　志　　３．佐々木直幸
４．佐　藤　浩　基　　５．山田恵美子　　６．川　脇　健　一
７．齊　藤　博　行　　８．小　松　寿　治　　９．林　　浩　幸
10．髙　橋　茂　樹　　11．泉　　愉　美　　12．山　本　拓　志
13．近　藤　　覚　　14．古　沢　栄　一

欠席委員

署名委員
８．小　松　寿　治　　９．林　　浩　幸

事務局職員
　事務局長　今　田　和　則
　業務係長　松　嶋　純　一

提出議案
議案第１号　土地の現況証明について
議案第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について
議案第５号　「令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について
報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について

今田局長　　令和７年第４回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。

――細川会長挨拶――

今田局長　　これより、会議規則第５条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしくお願いいたします。

議　　長
(細川会長)　　ただいまから令和７年第４回農業委員会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
事務局より「諸般の報告」をお願いします。

今田局長　　ご報告を申しあげます。
本日の出席委員数は１４名全員の出席であります。

議　　長　　本日の議件は議案が５件でございます。本日の議事録署名委員は８番小松委員、９番林委員にお願いします。

――議案第１号――

議　　長　　議案第１号「土地の現況証明について」を議題とします。今回は６件の申請ですが、６番目の議件は、関係委員の「議事参与の制限」があるため、まず、１番目から５番目の議件について先に説明・審議・採決を行い、そのあと６番目について、関係委員の一時退席後に説明・審議・採決を行います。それでは事務局説明をお願いします。

松嶋係長　　議案第１号の１件目から５件目について説明いたします。

（以下、議案により説明し次の点について補足説明）

松嶋係長　　現地確認については、１件目は３月２７日、２件目は４月７日、３件目と４件目は４月７日と９日、５件目は４月１１日に、それぞれ担当委員及び事務局で確認しており、詳細は配布しております現地確認調書のとおりとなっております。説明は以上です。

議　　長　　それでは審議に入ります。
１件目について、何か質問ございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　２件目について、何か質問ございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　３件目について、何か質問ございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　４件目について、何か質問ございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　５件目について、何か質問ございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　以上５件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。
続いて、６番目の審議に入ります。関係委員の議事参与にかかるため〇〇委員は離席をお願いします。

（ 〇〇委員離席 ）

議　　長　　それでは事務局説明をお願いします。

松嶋係長　　議案第１号の６件目について説明いたします。

（以下、議案により説明し次の点について補足説明）

松嶋係長　　現地確認については４月７日に担当委員及び事務局で確認しており、詳細は配布しております現地確認調書のとおりとなっております。説明は以上です。

議　　長　　それでは審議に入ります。何か質問ございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　疑義が無いようなので、本件は可決決定いたします。
事務局は〇〇委員を呼んでください。

（ ○○委員着席 ）

――議案第２号――

議　　長　　議案第２号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

松嶋係長　　議案第２号について説明いたします。今回は２件の申請です。

（以下、議案により説明し次の点について補足説明）

松嶋係長　　番号１番、２番いずれも、譲貸人の子に贈与するため、現在の契約を解約するものです。解約後の処理については、贈与としておりまして、議案第３号にて上程いたします。
説明については以上です。

議　　長　　それでは審議に入ります。
１件目について、何か質問ございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　２件目について、何か質問ございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　以上２件については疑義がないようなので、可決決定します。

――議案第３号――

議　　長　　議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。今回は４件の申請ですが、４番目の議件は、関係委員の「議事参与の制限」があるため、まず、１番目から３番目の議件について先に説明・審議・採決を行い、そのあと４番目について、関係委員の一時退席後に説明・審議・採決を行います。それでは事務局説明をお願いします。

松嶋係長　　議案第３号の１件目から３件目について説明いたします。

（以下、議案により説明し次の点について補足説明）

松嶋係長　今回審議していただく件は、農地法第３条第２項各号の要件、「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間１５０日以上の農作業従事」、「転貸の禁止」等は満たしております。
説明は以上です。

議　　長　１件目の審議の前に担当委員から何かありますか。

林 委 員　ありません。

議　　長　それでは審議に入ります。みなさんから何かありますか。

（質疑なし）

議　　長　２件目の審議の前に担当委員から何かありますか。

佐藤委員　ありません。

議　　長　それでは審議に入ります。みなさんから何かありますか。

（質疑なし）

議　　長　３件目の審議の前に担当委員から何かありますか。

髙橋委員　ありません。

議　　長　それでは審議に入ります。みなさんから何かありますか。

（質疑なし）

議　　長　以上３件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。
続いて、４番目の審議に入ります。関係委員の議事参与にかかるため〇〇委員は離席をお願いします。
（ 〇〇委員離席 ）

議　　長　それでは事務局説明をお願いします。

松嶋係長　議案第３号の４件目について説明いたします。

（以下、議案により説明し次の点について補足説明）

松嶋係長　今回審議していただく件は、農地法第３条第２項各号の要件、「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間１５０日以上の農作業従事」、「転貸の禁止」等は満たしております。
説明は以上です。

議　　長　審議の前に担当委員から何かありますか。

古沢委員　ありません。

議　　長　それでは審議に入ります。みなさんから何かありますか。

（質疑なし）

議　　長　疑義が無いようなので、本件は可決決定いたします。
事務局は〇〇委員を呼んでください。

（ 〇〇委員着席 ）

――議案第４号――

議　　長　議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

松嶋係長　議案第４号について説明いたします。

（以下、議案により説明し次の点について補足説明）

松嶋係長　番号１番から番号４番は、令和６年度にあっせん申出があった農地について、３月総会において公益財団法人北海道農業公社による買入が済みましたので、今回は、北海道農業公社から買入予定者に対して一時貸付けする内容となっております。貸付期間は１番と３番が１０年間、２番と４番が５年間となっております。
番号５番から６番は、令和７年５月２７日をもって旧基盤強化法による農用地利用集積計画で設定した賃貸借期間が満了することに伴い、賃貸借契約を継続するため、農用地利用集積等促進計画案を作成したものとなっております。５番は譲渡人から北海道農業公社への借入、６番は北海道農業公社から譲借人への貸付なっております。

なお、番号１番から６番はいずれも、本総会において議決がされましたら、当該計画案を北海道農業公社に送付し、北海道農業公社において決定がされましたら、農業委員会総会を改めて開催することなく、北海道農業公社が決定した日をもって即日公告することとしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは審議に入ります。１件目について、みなさんから何かありますか。

（質疑なし）

議　　長　　２件目について、みなさんから何かありますか。

（質疑なし）

議　　長　　３件目について、みなさんから何かありますか。

（質疑なし）

議　　長　　４件目について、みなさんから何かありますか。

（質疑なし）

議　　長　　５件目について、みなさんから何かありますか。

（質疑なし）

議　　長　　６件目について、みなさんから何かありますか。

（質疑なし）

議　　長　　以上６件については、疑義がないようなので、可決決定します。

――議案第５号――

議　　長　　議案第５号「令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

今田局長　　別紙、「令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」により説明いたします。
１枚目は、「農業委員会の状況」として農業委員会の現在の体制及び農家・農地等の概要について、令和６年４月１日現在の状況を記載しておりますが、内容説明については省略させていただきます。
２枚目及び３枚目は、「最適化活動の実施状況」でございます。まず、農地の集積につきまして、本町は新たな農地を集積することはなく、現状ある農地を使い回すという感じになっており、集積率は過去から変わらない状況となっております。
続いて、遊休農地の発生防止・解消につきましては、令和６年８月１日に農地パトロールを実施し、新たな遊休農地の発生は見られませんでした。
新規参入の促進については、令和６年度の新規参入者はありませんでしたので、説明は省略いたします。
４枚目及び５枚目にあります最適化活動の活動目標については、活動強化月間の取り組みは記載のとおり実施できましたが、一人当たりの活動日数が目標の月５日に対し月１日程度の活動であることから、５枚目下段の目標達成状況の評語は「目標に対して期待を下回る結果となった」こととしております。これにつきましては、「農地あっせんの件数が全体的に少ないこと」、「あっせん活動が一部の地域に偏っており農業委員の活動に差が出ること」、「冬の期間は活動がほとんどできないこと」などで活動日数が少なくなっていることが要因かと思われます。
最後に６枚目に「事務の実施状況」として農業委員会総会開催実績、農地法第３条に基づく許可事務・農地転用に関する事務の処理状況、違反転用への対応状況を記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。
なお、本実施状況の公表について、可決決定した場合は町ホームページ及び全国農業会議所ホームページにて公表することとなりますのでご理解のほどよろしくお願いします。
説明については以上です。

議　　長　　それでは審議に入ります。みなさんから何かありますか。

（質疑なし）

議　　長　　本件については、疑義がないようなので、可決決定します。

――報告第１号――

議　　長　　報告第１号「農地法第１８条第６項による届出について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

松嶋係長　　報告第１号について説明いたします。

（以下、議案により説明）

議　　長　　みなさんから何かありますか。

（質疑なし）

議　　長　　疑義がないようなので、終了します。

議　　長　　以上で、本日の議件は全て終了しました。これをもって、令和７年第４回訓子府町農業委員会議を閉会いたします。

上記会議の顛末を記録し議事録とする。

令和７年４月２１日

訓子府町農業委員会

会　長　　細　川　孝　雄

議　　長　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員　　８番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員　　９番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿